

参考資料編

1 計画策定の経緯

(1) 綾瀬市健康プラン策定委員会経緯

年月日	委員会内容
平成30年 7月25日(水) 午後3時15分から4時45分まで	第1回策定委員会 (1) 委嘱状の交付 (2) 委員長、副委員長の選出 (3) 綾瀬市健康プラン策定委員会の概要について (4) あやせ健康・食育プラン21アンケート調査結果について (5) 現状と分析の結果報告について (6) 現計画の評価と現状課題について (7) あやせ健康・食育プラン21策定に向けたスケジュールについて
平成30年11月7日(水) 午後3時から4時まで	第2回策定委員会 (1) あやせ健康・食育プラン21(案)について (2) パブリックコメントについて

(2) 「あやせ健康・食育プラン21」アンケート調査関係経緯

年月日	実施内容
平成30年 5月2日	「あやせ健康・食育プラン21」アンケート調査票発送
平成30年 5月22日まで	「あやせ健康・食育プラン21」アンケート調査票回収

2 綾瀬市健康プラン策定委員会

(1) 綾瀬市健康プラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市健康プラン策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 保健・医療に関する施策を総合的かつ体系的に推進する綾瀬市健康プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、綾瀬市健康プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる11人以内の委員をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、プランの策定をもって満了とする。
- 3 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	人数
医療関係団体代表者	2
保健衛生関係団体代表者	2
福祉関係団体代表者	2
農業関係団体代表者	1
学校教育関係団体代表者	1
社会教育関係団体代表者	1
厚木保健福祉事務所大和センター職員	1
公募による市民	1

(2) 綾瀬市健康プラン策定委員会 委員名簿

区 分	人数	団体名	代表者
医療関係団体	2	綾瀬市医師会	岡本 裕一
		一般社団法人 大和歯科医師会	荒川 啓
保健衛生関係団体代表者	2	健康あやせ普及員連絡 協議会	峯下 忠義
		綾瀬市食生活改善推進 協議会	山崎 弘子
福祉関係団体代表者	2	地域包括支援センター	花井 美奈子
		綾瀬市保育士会	吉原 美弥子
農業関係団体代表者	1	綾瀬市地場農産物消費拡大推進 協議会	加藤 春江
学校教育関係団体代表者	1	綾瀬市小中学校養護教諭部会	藤村 梨奈
社会教育関係団体代表者	1	綾瀬市スポーツ推進委員協議会	味志 由美子
厚木保健福祉事務所大和 センター職員	1	厚木保健福祉事務所大和 センター	小野 聡枝
公募による市民	1		篠原 満江

3 アンケート調査結果

(1) 「あやせ健康・食育プラン21」アンケート調査概要

1. 調査方法

- ①調査対象 市内にお住まいの16歳以上の男女1,200名
- ②抽出方法 無作為抽出
- ③調査方法 郵送配布 郵送回収
- ④調査期間 平成30年5月2日から平成30年5月22日まで

2. 回収状況

発送数	回収数	回収率
1,200件	570通	47.5%

あやせ健康・食育プラン21

～あやせ健康プラン21（第4期）・あやせ食育推進計画（第3期）～

発行 平成31年 3月

発行者 綾瀬市健康こども部健康づくり推進課

〒252-1107

綾瀬市深谷中4丁目7番10号

電話：0467-77-1133（直通）